

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

加須市長

## 公表日

令和6年5月13日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人市民税の賦課・収納事務
②事務の内容	<p>・地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>・個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。</p> <p>※番号法の別表第二に基づいて、当市は個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 課税対象者管理機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課期日(1/1)時点において課税権のある住民に関する情報を管理する。</li> </ul> </li> <li>2. 当初課税資料管理機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与支払報告書、公的年金支払報告書、住民税申告書、確定申告書、その他課税資料等の当初賦課資料の個人特定及び管理を行う。</li> </ul> </li> <li>3. 課税情報管理機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課決定した所得・控除・税額等の情報を管理する。</li> <li>・特別徴収義務者(事業者)は特別徴収税額等の情報を管理する。</li> </ul> </li> <li>4. 期割情報管理機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。</li> </ul> </li> <li>5. 異動・更正処理機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得、控除等に変更が生じた場合に住民税更正処理を行う。</li> <li>・特別徴収者が退職等により異動が生じた場合に住民税徴収方法変更処理を行う。</li> </ul> </li> <li>6. 扶養情報管理機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税資料等から把握できる扶養関係の情報を管理する。</li> </ul> </li> <li>7. 通知書等発行機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通徴収に関する通知書や特別徴収に関する通知書を発行する。</li> </ul> </li> <li>8. 証明書発行機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請に応じて、所得証明書・課税(非課税)証明書を発行する。</li> </ul> </li> <li>9. 他団体への通知機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等で定められている通知書(他団体あてに294-3通知や税務署連絡せん等)を発行する。</li> </ul> </li> <li>10. 公的年金特別徴収事務機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的年金からの特別徴収事務における、市と年金保険者とで必要なデータの作成、取込を行う。</li> </ul> </li> <li>11. 情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公金受取口座の登録・連携ファイル関係情報を取得する。</li> </ul> </li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[    ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム                [    ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( コンビニ交付システム )</p>



システム5									
①システムの名称	宛名管理システム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 宛名番号付番機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名番号が未登録の個人について、新規に番号を付番する。</li> </ul> </li> <li>2. 宛名情報等管理機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住登外者(事業所などの法人等)の宛名情報等を登録管理する。</li> <li>・納税通知書などの送付先情報を登録管理する。</li> </ul> </li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム	[ ] その他 (	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム								
[ ] その他 (	)								
システム6									
①システムの名称	収納消込システム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 収納管理機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市県民税から連携された賦課決定・更正情報を取りこむ。</li> <li>・収納消込業務受託者から、住民・特別徴収事業所などが納付した収納情報を入手し、収納システムに取り込む。</li> </ul> </li> <li>2. 還付・充当機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付、充当通知書を出し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書をシステムに登録し、金融機関経由で還付金を振り込む。</li> </ul> </li> <li>3. 証明書発行機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請に応じて、納税証明書発行する。</li> </ul> </li> <li>4. 督促状発行機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法に基づき、納期限までに完納しない納税者に対し、督促状を作成する。</li> </ul> </li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム	[ ] その他 (	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム								
[ ] その他 (	)								

システム7	
①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	<p>1. 滞納管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査・照会によって収集した滞納者の収入及び財産等の情報を管理する。</li> <li>・滞納処分に関する書類の作成や発行を行うと共に処分等の情報を管理する。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム8	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 団体内統合宛名番号の付番と管理</p> <p>各業務システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内宛名番号を付番し、関係する各業務システムの宛名番号と団体内宛名番号・基本情報・個人番号を紐付けて格納・管理を行う。</p> <p>2. 符号取得支援・確認</p> <p>処理通番の発行依頼を中間サーバに通知し、符号が取得できたか確認を行う。</p> <p>3. 情報提供機能</p> <p>中間サーバへ特定個人情報を登録するために、関係する各業務システムのデータを変換し、中間サーバへ提供情報の通知を行う。</p> <p>4. 情報照会機能</p> <p>関係する各業務システムに代わって、他団体などの特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内宛名番号の変換やデータ形式を変換し、中間サーバへ照会情報の通知を行う。</p> <p>5. 宛名情報照会</p> <p>団体内統合宛名番号や個人番号もしくは基本情報を検索キーとして個人情報の照会を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>



3. 特定個人情報ファイル名					
1. 当初資料ファイル、2. 障害者関係ファイル、3. 生活保護関係ファイル、4. 年金特徴ファイル、5. 課税台帳ファイル、6. 課税資料イメージファイル					
4. 個人番号の利用 ※					
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項、並びに主務省令第16条 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第9号				
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※					
①実施の有無	[ 実施する ] <table border="0" style="float: right;"> <tr><td>&lt;選択肢&gt;</td></tr> <tr><td>1) 実施する</td></tr> <tr><td>2) 実施しない</td></tr> <tr><td>3) 未定</td></tr> </table>	<選択肢>	1) 実施する	2) 実施しない	3) 未定
<選択肢>					
1) 実施する					
2) 実施しない					
3) 未定					
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120及び121の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事例の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (27の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条				
6. 評価実施機関における担当部署					
①部署	総務部 税務課、収納課				
②所属長の役職名	税務課長 収納課長				
7. 他の評価実施機関					
-					



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 当初資料ファイル、2. 障害者関係ファイル、3. 生活保護関係ファイル、4. 年金特徴ファイル、5. 課税台帳ファイル、6. 課税資料イメージファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内及び市外在住の課税対象者、市外在住の被扶養者
その必要性	・番号制度により、給与報告書や申告書等の課税資料に個人番号が記載されることとなり、個人番号付きの課税資料を収集して課税資料データを作成するため、税務システムにおいて特定個人情報ファイルを保有する。 ・保有した特定個人情報により、納税通知書等の作成を行うため、また、情報提供ネットワークシステムで所得・控除の情報、扶養情報を提供するため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 (口座登録・連携ファイル関連情報)
その妥当性	・識別番号 対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 ・連絡先等情報 (3)基本4情報 対象者の賦課要件・世帯情報の確認し、納税通知書等の送付先、本人への連絡先等の把握のため保有(参照)する。 ・業務関係情報 国税関係情報：対象者の所得税に係る情報に基づき、個人市民税の賦課を行うため 地方税関係情報：算出した個人市民税額に基づき、納税通知書・税関係証明等の作成するため 医療保険関係情報：各種保険料(税)の情報に基づき、社会保険料控除を算出するため 生活保護関係情報：生活保護関連の給付情報に基づき、減免等の参考とするため 年金関係情報：個人市民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部税務課、総務部収納課



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件	
<b>委託事項1</b> 加須市住民情報システム運用管理業務委託		
①委託内容	システム運用および保守に関すること	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	AGS株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2</b> 課税資料のデータパンチ		
①委託内容	給与や年金支払報告書を税務システムで利用できる電子データファイルを作成(データパンチ)する。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	毎年度入札により委託契約するため未定。	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託契約約款に基づき、「再委託に関する承認申請書」の提出を受け、再委託が適当と認めた場合承認する。
	⑥再委託事項	給与や年金支払報告書を税務システムで利用できる電子データファイルを作成(データパンチ)する。
<b>委託事項3</b> eLTAX(エルタックス)システム保守		
①委託内容	eLTAX(エルタックス)システムの保守、データ連携サポート	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		

提供・移転の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 66 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 19 ) 件 [ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第1項)
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先2</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第2項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先3</b>	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第3項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

<b>提供先4</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第4項)
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先5</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第6項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

<b>提供先6</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第8項)
②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先7</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第9項)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先8</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第11項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

<b>提供先9</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第16項)
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先10</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第18項)
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先11</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第23項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度



<b>提供先12</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第26項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先13</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第27項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度



<b>提供先14</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第28項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先15</b>	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第29項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先16</b>	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第31項)
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

<b>提供先17</b>	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第34項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先18</b>	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第35項)
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

<b>提供先19</b>	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第37項)
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先20</b>	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第39項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

<b>移転先1</b>	福祉部 障がい者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第8項)
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児童通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	支援対象児童及びその保護者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
<b>移転先2</b>	こども局 子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第9項)
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び申請者と同一世帯に属する者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
<b>移転先3</b>	福祉部 生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第15項)
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	要保護者及び被保護者であった者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

<b>移転先4</b>	健康スポーツ部 国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第30項)
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及び擬制世帯主
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	<input type="radio"/> 保険税当初賦課決定時(変更があればその都度) <input type="radio"/> 必要に応じて随時
<b>移転先5</b>	健康スポーツ部 国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第31項)
②移転先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定める用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民年金資格者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

<b>移転先6</b>	こども局 子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第37項)
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	該当児童及びその保護者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	<input type="radio"/> 支給決定時(変更があればその都度) <input type="radio"/> 必要に応じて随時
<b>移転先7</b>	福祉部 高齢介護課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第41項)
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該措置を受け、若しくは受けようとする老人又はその扶養義務者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
<b>移転先8</b>	こども局 子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第44項)
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び申請者と同一世帯に属する者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

<b>移転先9</b>	こども局 子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第45項)
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途(職業訓練給付の支給額の算定)
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び申請者と同一世帯に属する者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
<b>移転先10</b>	こども局 子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第46項)
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	該当児童及びその保護者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
<b>移転先11</b>	福祉部 障がい者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第47項)
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害児福祉手当対象者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時





<b>移転先14</b>	健康スポーツ部 国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第59項)
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び世帯員
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	<input type="checkbox"/> 保険税当初賦課決定時(変更があればその都度) <input type="checkbox"/> 必要に応じて随時
<b>移転先15</b>	福祉部 生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第63項)
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	要支援者及び被支援者であった者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 端末検索 )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
<b>移転先16</b>	福祉部 高齢介護課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第68項)
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者又はその属する世帯のすべての世帯員
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	<input type="checkbox"/> 保険税当初賦課決定時(変更があればその都度) <input type="checkbox"/> 必要に応じて随時

<b>移転先17</b>	福祉部 障がい者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第84項)
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害福祉サービス若しくは医療費助成申請者及びその世帯員
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	<input type="radio"/> 給付決定時(変更があればその都度) <input type="radio"/> 必要に応じて随時
<b>移転先18</b>	こども局 こども保育課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第94項)
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	該当児童の世帯員
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	<input type="radio"/> 給付決定時(変更があればその都度) <input type="radio"/> 必要に応じて随時
<b>移転先19</b>	健康スポーツ部 国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第95項)、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第39・第40条
②移転先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	日本年金機構により選定された該当者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(別添1)ファイル記録項目を参照

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
当初資料ファイル・障害者関係ファイル・生活保護関係ファイル・年金特徴ファイル・課税台帳ファイル・課税資料イメージファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民情報の入手については、個人住民税システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、課税対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。</li> <li>・住民からの申告情報の入手については、窓口での個人番号カードその他本人確認書類の確認や個人番号の真正性確認を実施し、対象者以外については本来の該当市区町村への申告を住民に伝えている。</li> <li>・本市の課税対象者以外の課税資料が誤って本市に送付されてきた場合、1件ごとに基本4情報に基づいて課税対象者と合致するか確認を行うと共に、対象者以外の情報が存在した場合については、速やかに該当の市区町村に回送する。</li> <li>・eLTAXや国税連携等を通じて提出された課税資料の個人番号及び基本4情報は、本市保有情報と手順書に基づいた方法により突合し、チェックした上で入手している。</li> <li>・住登外者に対する個人番号確認については、職員2名以上でダブルチェックを行って対象者を特定した上でCSより情報を入手している。</li> <li>・情報照会については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報入手の抑止を図っている。アクセスログ（証跡）については完全性を担保し、改竄不能な対策を講じている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携機能からの宛名情報の入手については、入退室管理をしている委託先のIDC内のサーバへの通信に限定することで、情報の詐取や奪取、改竄等が行われないようにしている。</li> <li>・庁内連携機能からの情報照会については、アクセス権限を有しない職員の「なりすまし」による入手への対策を講じている。また、当該情報に接続可能な端末を予め登録し、許可された端末に限定した入手方法とすることで、対象外端末からの入手が行われないように対策を講じている。</li> <li>・情報照会のアクセス権限を有する職員に対し、対象者以外又は必要な情報以外を入手しないよう所要な教育を行っている。</li> </ul> <p>【入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照会などを確認することで正確性を確保している。</li> <li>・収集した情報を精査すると共に、その情報に間違い等がある場合は、職権で適宜修正することにより正確性を確保している。</li> </ul>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名管理システムにおいては、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報とは物理的に分けて管理しており、個人番号利用事務(システム)以外では、アクセスできないようアクセス制御している。</li> <li>・個人住民税システムの住民税賦課機能以外からは、個人番号にアクセスできないようアクセス制御している。</li> <li>・申告受付システムの申告受付機能以外からは、個人番号にアクセスできないようアクセス制御している。</li> <li>・収納消込システムからは、個人番号にアクセスできないようアクセス制御している。</li> <li>・滞納整理システムからは、個人番号にアクセスできないようアクセス制御している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 10px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            3) 課題が残されている         </div> <div style="margin-left: 20px;">2) 十分である</div> </div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">[ 行っている ]</div> <div style="margin-right: 10px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 行っている         </div> <div style="margin-left: 20px;">2) 行っていない</div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てると共に、ユーザIDとパスワードによる個人認証を行う。</li> <li>・パスワードには、有効期限の設定、同一または類似パスワード再利用制限、最低文字数の設定等を行っている。</li> <li>・ユーザIDとパスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないよう厳重に管理している。</li> <li>・ユーザIDとパスワードを複数人で共有することを禁止している。</li> </ul>
その他の措置の内容	<p>【アクセス権限の発効・失効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDとパスワードの発効や失効管理は、人事異動や退職時など予め定められたルールに基づき適切に行っている。</li> </ul> <p>【アクセス権限の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDとパスワードの管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。</li> <li>・ユーザIDについては、管理者が定期的にチェックを行い、不要なユーザIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効可能なようにしている。</li> </ul> <p>【特定個人情報の使用記録】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務システムのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログ(日時、操作者名、対象者名、操作内容等を記録し保管している。</li> <li>・操作ログの記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる機能を準備している。また、異常なアクセスログ(休業日や業務時間外のアクセス、ログイン記録)については定期的にチェックを行っている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 10px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            3) 課題が残されている         </div> <div style="margin-left: 20px;">2) 十分である</div> </div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【従業者が業務外で使用するリスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部媒体への情報のコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。</li> <li>・各種アクセスログや操作ログを取得しているため、業務外利用した場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外での利用を抑制している。</li> </ul> <p>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップファイルの取得は入退室管理をしている本庁舎内の部屋(サーバ室)内での作業に限定されている。また、バックアップファイルの持ち出しはセキュリティ責任者による承認を必須としている。</li> <li>・特定個人情報を取扱う作業を行う場合は、外部記憶媒体への出力(記録)が不可能な端末により行っている。</li> <li>・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持った者のみが、特定の端末および特定の記録媒体への書き出しのみに限定している。</li> <li>・特定個人情報を記録した紙媒体やDVD等の外部記録媒体は、施錠保管し、鍵は管理者が厳重に管理している。</li> <li>・保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不能な状態で確実に消去し廃棄している。</li> <li>・特定個人情報ファイルを取扱うサーバや端末機器を廃棄もしくはリース満了による返却する場合、機器内部の記憶装置から全ての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書において、秘密保持、個人情報の使用、複製等、管理、個人情報の取得、個人情報の返還及び事故発生時の対応等について規定しており、必要に応じて、職員がその内容を確認する。</li> <li>・委託業者との間で、次の情報セキュリティ要件等を明記した契約を締結している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護条例をはじめとする関連する規則等の遵守</li> <li>情報セキュリティ実施手順の遵守</li> <li>委託先の責任者・作業員・作業場所の特定</li> <li>提供されるサービスレベルの保証</li> <li>従業員に対する教育の実施</li> <li>提供された情報の目的外利用および受託者以外の者への提供禁止</li> <li>業務上知り得た情報の守秘義務(作業員からの誓約書提出義務)</li> <li>再委託に関する制限事項の遵守</li> <li>委託業務の定期報告および緊急時報告義務</li> <li>情報セキュリティが遵守されなかった場合の規定(損害賠償など)</li> </ul> </li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、本市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして本市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<b>【委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスクに対する措置】</b> ・契約締結時において、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止等の個人情報取扱特記事項を明記した契約書により、契約締結していると共に、作業関係者全員より「秘密保持に関する誓約書」を徴している。 ・情報資産を提供する際、必要に応じ暗号化またはパスワードの設定を行っている。 ・定期報告会等において、情報セキュリティ要件の確認及び是正を行っている。		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁外への「提供」に当たっては、「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」に基づくうえ、番号法関係法令で定められた提供先・事項についてのみ行う。</li> <li>・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び番号法に基づく本市条例規則上認められる提供・移転のみが行われる仕組みとなっており、不正に提供・移転されることはない</li> <li>・庁内での「移転」に当たっては、番号法関連法令及び地方税法の守秘義務に照らし、事前にデータ利用について移転先と協議を行ったうえで協議書を交わし、許可したもののみのみ行うこととしている。</li> </ul>	
その他の措置の内容	外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<b>【不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置】</b> ・他機関への提供については、予め定められた方法のみで行っている。また、複数の職員による確認も行っている。 <b>【誤った情報を(相手に)提供・移転してしまうリスクに対する措置】</b> ・個人情報に正確かつ最新であることを定期的に確認する手順、不正確または最新でないことが判明した場合の訂正手順が明確になっている。		



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【番号連携システムのソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する</li> </ul> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(注2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している</li> <li>中間サーバーの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(注1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能  (注2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの  (注3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【番号連携システムのソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</li> </ul> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供機能(注)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーに格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(注) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である



情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【加須市における措置】

- ・番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。
- ・番号連携システムは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。
- ・番号連携システムと自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・番号連携システムの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制限)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

【中間サーバーの運用における措置】

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	<p>【本市における措置】</p> <p>◎物理的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行っている。</li> <li>・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに保管している。</li> <li>・特定個人情報を扱うPCは、セキュリティワイヤーにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、スクリーンセーバーを利用している。</li> <li>・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。</li> <li>・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。</li> <li>・特定個人情報を保管するサーバは定期保守を実施することで、情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、秘密保持契約や情報を消去した状態での実施等の対策を実施している。</li> </ul> <p>◎技術的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。</li> <li>・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。</li> <li>・ウィルスメール/スパムメール対策システムを導入している。</li> <li>・ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。</li> <li>・外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止している。</li> <li>・使用されていないポートを閉鎖している。</li> </ul> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>◎物理的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> </ul> <p>◎技術的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及び、ミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に届出・申請等に基づき、更新を実施しているが、情報に誤りがある場合は、職権により修正を行っている。</li> </ul> <p>【特定個人情報が消去せられずいつまでも存在するリスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の消去にあたっては、消去の必要性があれば、業務責任者の承認を得た上で実施する。</li> </ul>		
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査

**9. 従業者に対する教育・啓発**

従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	【本市における措置】 ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・特定個人情報を取扱う職員等を対象にeラーニングによるセキュリティ教育を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規程を設けている。  【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

**10. その他のリスク対策**

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】  
・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号 347-8501 加須市役所 総務部 税務課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 347-8501 加須市役所 総務部税務課、収納課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)
②対応方法	・問合せの受付時及びその対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年10月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課 立岡 昭一	税務課 橋本 敬之	事後	所属長の変更
平成28年6月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	1. 課税準備事務において、個人市民税申告書に個人番号を出力して発送する。 2. 課税資料受付事務において、確定申告書、個人市民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。また、住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知)に個人番号を記載する。 3. 賦課決定および更正事務において、資料確認時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せの判断に利用する。 4. 調査事務において、納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者や扶養親族について、控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。	1. 課税資料受付事務において、確定申告書、個人市民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。また、住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知)に個人番号を記載する。 2. 賦課決定および更正事務において、資料確認時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せの判断に利用する。 3. 調査事務において、納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者や扶養親族について、控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。	事後	使用方法の変更
平成28年6月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	・上欄の1, 2, 3, 4において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 ・上欄の3の資料確認において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。	・上欄の1, 2, 3において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 ・上欄の2の資料確認において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。	事後	使用方法の変更に伴う記載内容の見直し
平成28年6月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	委託事項3 納税通知書の封入封緘 ①委託内容 納税通知書の裁断及び封入封緘	委託事項3 給与所得に係る特別徴収税額の通知の封入封緘 ①委託内容 給与所得に係る特別徴収税額の通知の封入封緘	事後	委託内容の変更
平成28年6月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	記載内容の見直し
平成28年6月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先4 ②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の支給に関する事務であって主務省令で定められた事務	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	記載内容の見直し

平成28年6月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先8 ②移転先における用途	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	記載内容の見直し
平成28年6月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先9 ②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途(職業訓練給付の支給額の算定)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途(職業訓練給付の支給額の算定)	事後	記載内容の見直し
平成28年6月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先51 ②提供先における用途	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	記載内容の見直し
平成28年6月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先51 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	事後	記載内容の見直し
平成28年6月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先60 ①法令上の根拠	番号法第19条第1項第1号	番号法第19条第1号	事後	記載内容の見直し
平成28年6月15日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	住所: 埼玉県加須市下三俣290番地	住所: 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更

平成28年6月15日	IV開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ ①連絡先	住所: 埼玉県加須市下三俣290番地	住所: 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成29年7月18日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)	事後	記載内容の見直し
平成29年7月18日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	収納課 増田 一夫	収納課 平渡 勢津郎	事後	所属長の変更
平成29年7月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	総務部税務課、総務部収納課、各総合支所市民税務課	総務部税務課、総務部収納課、各総合支所市民福祉健康課	事後	部署名の変更
平成29年7月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	総務部税務課、総務部収納課、各総合支所市民税務課	総務部税務課、総務部収納課、各総合支所市民福祉健康課	事後	部署名の変更
平成29年7月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先56 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第120項)	番号法第19条第7号 別表第二(第119項)	事後	記載内容の見直し
平成29年7月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	—	提供先62	事前	提供先の追加
平成30年6月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課 橋本 敬之 収納課 平渡 勢津郎	税務課長 収納課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用	社会福祉課	生活福祉課	事後	部署名の変更
平成30年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	こども局 こども政策課	こども局 子育て支援課	事後	部署名の変更
平成30年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	福祉部 社会福祉課	福祉部 生活福祉課	事後	部署名の変更

令和1年12月24日	V 評価実施手続き ①実施日	平成26年11月14日時点	令和元年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和1年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第119項)	番号法第19条第7号 別表第二(第1項)	事後	保護評価の再実施に伴う記載内容の変更
令和1年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	—	提供先63	事後	保護評価の再実施に伴う提供先の追加
令和1年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	—	提供先64	事後	保護評価の再実施に伴う提供先の追加
令和1年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	保護評価の再実施に伴う記載内容の変更
令和1年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法	—	委託契約約款に基づき、「再委託に関する承認申請書」の提出を受け、再委託が適当と認められた場合承認する。	事後	保護評価の再実施に伴う記載内容の変更
令和1年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ⑥再委託事項	—	給与や年金支払報告書を税務システムで利用できる電子データファイルを作成(データパンチ)する。	事後	保護評価の再実施に伴う記載内容の変更
令和1年12月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [ ]その他	[○]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他	事後	保護評価の再実施に伴う記載内容の変更



令和1年12月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他	事後	保護評価の再実施に伴う記載内容の変更
令和1年12月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（コンビニ交付システム）	事後	保護評価の再実施に伴う記載内容の変更
令和1年12月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ③他のシステムとの接続		1. 既存住基システム連携機能 : 既存住基、印鑑、税システムから証明書情報を連携する機能 2. 各種証明書発行機能 : 住民票の写し、印鑑、税等の各種証明書を発行する機能 3. コンビニ交付機能 : 機構が管理する証明書交付センターからの要求に回答して各種証明書を自動交付する機能	事後	保護評価の再実施に伴う記載内容の追加
令和2年12月23日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事例の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事例の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	事後	法令改正に伴う変更

令和3年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システム名称	住民税申告支援システム	申告受付システム	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	1. 各種データ取込 ・宛名情報取込機能 対象年度の入力処理を行うための宛名情報を取り込む。 ・課税資料情報取込機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を取り込む。 ・社会保険料収納情報取込機能 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の収納情報を取り込む。 2. 課税資料情報入力 ・支払報告書情報入力機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を入力する。 ・申告情報入力機能 申告内容に基づき所得情報や控除情報を入力し、確定申告書、または住民税申告書の作成を行う。 3. 課税資料チェック機能 各課税資料の関連チェックを行う。 4. 当初課税データ作成機能 個人住民税システムで取り込まれる当初課税用ファイルの作成を行う。	確定申告の受付に伴い、確定申告書や住民税申告書等作成・当初課税資料の管理を行う。把握した情報をもとに税額を算出し、個人住民税の賦課・徴収を行う。	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他システムとの接続		宛名システム等を追加	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システム名称	住登外・宛名管理システム	宛名管理システム	事前	再評価の実施

令和3年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	1. 宛名番号付番機能 ・宛名番号が未登録の個人について、新規に番号を付番する。 2. 宛名情報等管理機能 ・住登外者(事業所などの法人等)の宛名情報等を登録管理する。 ・納税通知書などの送付先情報を登録管理する。 ・振替口座および振込口座情報等を登録管理する。	1. 宛名番号付番機能 ・宛名番号が未登録の個人について、新規に番号を付番する。 2. 宛名情報等管理機能 ・住登外者(事業所などの法人等)の宛名情報等を登録管理する。 ・納税通知書などの送付先情報を登録管理する。	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	収滞納管理システム	収滞納管理システムを収納消込システムと滞納整理システムに分割	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	(1)個人住民税ファイル (2)収滞納ファイル	1. 当初資料ファイル、2. 障害者関係ファイル、3. 生活保護関係ファイル、4. 年金特徴ファイル、5. 課税台帳ファイル、6. 課税資料イメージファイル	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要1. 特定個人情報ファイル名	(1)個人住民税ファイル (2)収滞納ファイル	1. 当初資料ファイル、2. 障害者関係ファイル、3. 生活保護関係ファイル、4. 年金特徴ファイル、5. 課税台帳ファイル、6. 課税資料イメージファイル	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社日立システムズ	AGS株式会社	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 給与所得に係る特別徴収		削除	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去	【本市における措置】 ・税務や業務共通システムについては、24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理を行っている区画(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。 ・申告書及び届出書等の紙やデータの授受に利用する電磁的記録媒体については、許可された者以外入室することのできない執務室内での取り扱いのみに限られており、また使用後は、定められた場所で施錠管理を行って格納する等している。	【本市における措置】 ・既存住基システムの主サーバ機器等は委託先のIDCで管理している。 ・副サーバは、24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理を行っている区画(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。 ・申告書及び届出書等の紙やデータの授受に利用する電磁的記録媒体については、許可された者以外入室することのできない執務室内での取り扱いのみに限られており、また使用後は、定められた場所で施錠管理を行って格納する等している。	事前	再評価の実施

令和3年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(別紙1) 特定個人情報ファイル記録項目		新システムの記録項目に変更	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	Ⅰ 基本情報 システム10 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事例の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事例の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p>	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先56 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第119項)	番号法第19条第7号 別表第二(第120項)	事後	記載内容の見直し
令和3年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	—	提供先65	事後	再評価の実施に伴う提供先の追加
令和3年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手元	評価実施機関内の他部署(市民課、生活福祉課、高齢者福祉課、国保年金課)	評価実施機関内の他部署(市民課、生活福祉課、高齢介護課、国保年金課)	事後	部署名の変更
令和3年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	福祉部 高齢者福祉課	福祉部 高齢介護課	事後	部署名の変更

令和3年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	こども局 保育幼稚園課	こども局 こども保育課	事後	部署名の変更
令和3年8月1日	I 基本情報 システム10 4. 個人情報の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項、並びに主務省令第16条 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項、並びに主務省令第16条 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第9号	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託 ④ 再委託の有無	再委託する	再委託しない	事前	再評価の実施

令和3年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託 ⑤ 再委託の許諾方法	委託契約約款に基づき、「再委託に関する承認申請書」の提出を受け、再委託が適当と認めた場合承認する。	削除	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託 ⑥ 再委託事項	システム運用業務の一部(帳票出力業務、システム運用監視業務)のみ。システム保守に係る事項については、再委託は認めていない。	削除	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1～56、62～65 ① 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	再評価の実施
令和3年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先58、61 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	再評価の実施

令和3年8月1日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携機能からの宛名情報の入手については、入退室管理をしている本庁舎内の部屋(サーバ室)内のサーバへの通信に限定することで、情報の詐取や奪取、改竄等が行われないようにしている。</li> <li>・庁内連携機能からの情報照会については、アクセス権限を有しない職員の「なりすまし」による入手への対策を講じている。また、当該情報に接続可能な端末を予め登録し、許可された端末に限定した入手方法とすることで、対象外端末からの入手が行われないように対策を講じている。</li> <li>・情報照会のアクセス権限を有する職員に対し、対象者以外又は必要な情報以外を入手しないよう必要な教育を行っている。</li> </ul> <p>【入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照会などを確認することで正確性を確保している。</li> <li>・収集した情報を精査すると共に、その情報に間違い等がある場合は、職権で適宜修正することにより正確性を確保している。</li> </ul>	<p>【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携機能からの宛名情報の入手については、入退室管理をしている委託先のIDC内のサーバへの通信に限定することで、情報の詐取や奪取、改竄等が行われないようにしている。</li> <li>・庁内連携機能からの情報照会については、アクセス権限を有しない職員の「なりすまし」による入手への対策を講じている。また、当該情報に接続可能な端末を予め登録し、許可された端末に限定した入手方法とすることで、対象外端末からの入手が行われないように対策を講じている。</li> <li>・情報照会のアクセス権限を有する職員に対し、対象者以外又は必要な情報以外を入手しないよう必要な教育を行っている。</li> </ul> <p>【入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照会などを確認することで正確性を確保している。</li> <li>・収集した情報を精査すると共に、その情報に間違い等がある場合は、職権で適宜修正することにより正確性を確保している。</li> </ul>	事前	再評価の実施
令和4年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供を行っている 65件	提供を行っている 66件	事後	番号法 別表第二の一部改正
令和5年1月1日	I 基本情報 2 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム1 システムの機能		11情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能 ・ 公金受取口座の登録・連携ファイル関係情報を取得する。を追加	事前	公金受取口座の利用開始に伴う修正
令和5年1月1日	I 基本情報 5 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠		・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 を追加	事前	公金受取口座の利用開始に伴う修正
令和5年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④ 記録される項目 主な記録項目		「その他」に「口座登録・連携ファイル関係情報」を追加	事前	公金受取口座の利用開始に伴う修正

令和5年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手元		「行政機関・独立行政法人等」に「デジタル庁」を追加	事前	公金受取口座の利用開始に伴う修正
令和6年1月1日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 5課税台帳ファイル		・差引住民税額、・森林環境税額、・森林環境税__免除額、・森林環境税__免除年月、・森林環境税__免除事由、・市__定額減税額、・市__所得割額(定額減税前)、・市__所得割額【税源移譲前】(定額減税前)、・県__定額減税額、・県__所得割額(定額減税前)を追加	事前	森林環境税、定額減税の実施に伴う修正
令和6年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	総務部税務課、総務部収納課、各総合支所市民福祉健康課	総務部税務課、総務部収納課	事後	部署名の変更
令和6年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	総務部税務課、総務部収納課、各総合支所市民福祉健康課	総務部税務課、総務部収納課	事後	部署名の変更
令和6年5月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	健康医療部	健康スポーツ部	事後	部署名の変更
令和6年5月13日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 1当初資料ファイル ・確定申告書、住民税申告書		・内)国外居住人数、・金額予備項目21、・金額予備項目22、・金額予備項目23、・金額予備項目24、・金額予備項目25、・金額予備項目26、・金額予備項目27、・金額予備項目28、・金額予備項目29、・金額予備項目30	事前	定額減税の実施に伴う修正
令和6年5月13日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 5課税台帳ファイル ・課税情報	市__所得割 県__所得割	市__定額減税後__所得割 県__定額減税後__所得割	事前	定額減税の実施に伴う修正
令和6年5月13日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 5課税台帳ファイル ・課税情報		・定額減税額、・定額減税不足額、・内)国外居住人数、・金額予備項目21、・金額予備項目22、・金額予備項目23、・金額予備項目24、・金額予備項目25、・金額予備項目26、・金額予備項目27、・金額予備項目28、・金額予備項目29、・金額予備項目30	事前	定額減税の実施に伴う修正